

三戸地区クリーンセンター基幹改良工事  
公募型プロポーザル実施要領書

令和6年10月

三戸地区環境整備事務組合

# 目次

1	目的	- 1 -
2	公募型プロポーザル実施要領書の定義	- 1 -
3	本改良工事の概要	- 1 -
	(1) 工事名	- 1 -
	(2) 基幹改良工事の概要	- 1 -
	(3) 工事場所	- 1 -
	(4) 施設概要	- 1 -
	(5) 発注方式	- 2 -
	(6) 工事の範囲	- 2 -
	(7) 契約期間	- 2 -
4	事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項	- 3 -
	(1) 募集及び選定方法	- 3 -
	(2) 契約締結までの流れ	- 3 -
	(3) 募集及び選定のスケジュール	- 4 -
	(4) 募集手続き等	- 4 -
	(5) プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件	- 7 -
	(6) 優先交渉権者等の選定	- 9 -
	(7) 提示条件	- 11 -
5	失格条件	- 12 -
6	担当窓口	- 12 -

## 1 目的

三戸地区環境整備事務組合（以下「発注者」という。）は、三戸地区クリーンセンター基幹改良工事（以下「本改良工事」という。）について、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、価格のみでなく技術的に最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定するものである。

## 2 公募型プロポーザル実施要領書の定義

この公募型プロポーザル実施要領書は、本改良工事を実施するにあたり、プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）を対象に配付するものであり、プロポーザルに参加することを希望する者（以下「プロポーザル参加希望者」という。）が、プロポーザル参加条件を遵守しプロポーザル参加手続きを行うために定めるものである。

なお、公募型プロポーザル実施要領書とあわせて公表する「要求水準書」「優先交渉権者選定基準書」「提案様式集」は、本書と一体のもの（以下「募集要項」という。）である。

## 3 本改良工事の概要

### （1）工事名

三戸地区クリーンセンター 基幹改良工事

### （2）基幹改良工事の概要

三戸地区クリーンセンター（以下「本施設」という。）は、平成7年1月の稼働開始から29年が経過し、経年的老朽化による設備・機器類の劣化が進んでいることや、製造が中止となり代替部品がないものがあり、今後継続的に安定した稼働が困難になりつつある状況となっている。このことを踏まえて、発注者は令和5年3月に本施設の長寿命化計画を策定した。

本改良工事は、長寿命化計画や現状の設備・装置等の損傷状況を踏まえて、今後の施設における安全かつ安定したごみ処理を実施しつつ、本改良工事完了後15年以上の延命化を図るとともに、循環型社会形成推進交付金事業として、省エネルギー化により二酸化炭素削減を考慮した基幹改良工事を令和7年度からの3カ年で実施するものである。

また、本改良工事後、本施設の性能発揮や、効率的及び安定的かつ安全な運転実施を目的に、運転管理業務の長期包括運営委託を15年間予定している。長期包括運営委託事業者は改めて選定するが、本改良工事を実施した事業者は、その運転管理の経済性、効率性を考慮した計画とすること。

### （3）工事場所

- ・住 所：青森県三戸郡三戸町大字斗内上高間館 23

### （4）施設概要

- ・施設名称：三戸地区クリーンセンター
- ・敷地面積：約 49,200 m<sup>2</sup>
- ・施設規模：30 t / 16 h × 2 炉（既設）→20t/16h × 2 炉（工事後）

## (5) 発注方式

本改良工事の発注方式は、受注者が施設の実施設計、建設工事を一括して行う「設計・施工一括発注方式（性能発注方式）」とする。

## (6) 工事の範囲

工事範囲は次のとおりとする。また、各項目については、工事に伴う設計業務を含むものとする。

### 1. 機械設備工事

- 1) 受入・供給設備
- 2) 燃焼設備
- 3) 燃焼ガス冷却設備
- 4) 排ガス処理設備
- 5) 給水設備
- 6) 予熱利用設備
- 7) 排水処理設備
- 8) 通風設備
- 9) 灰出し設備
- 10) 灰固形化設備
- 11) その他設備
- 12) 電気設備
- 13) 計装設備

### 2. 土木建築工事

- 1) 建築工事
- 2) 外構工事
- 3) 建築機械工事
- 4) 建築電気工事

### 3. その他

- 1) 試運転及び運転指導
- 2) 予備品及び消耗品納入
- 3) 仮設工事

## (7) 契約期間

本改良工事の契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において令和7年度予算案の否決または本プロポーザルに係る予算の減額があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があり得るものとする。

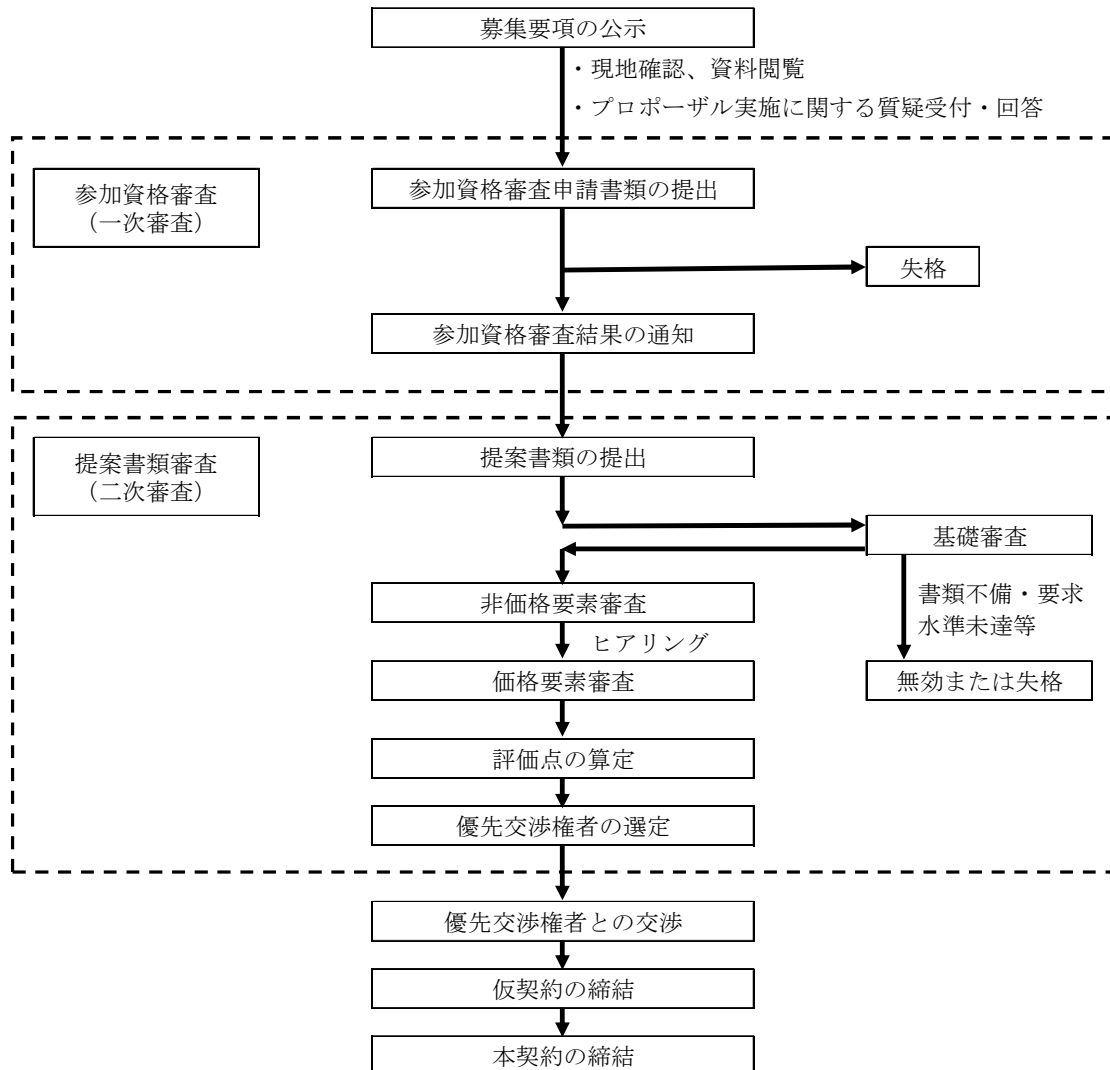
#### 4 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

##### (1) 募集及び選定方法

募集及び選定にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、本改良工事に係る見積価格及び技術提案書の提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

##### (2) 契約締結までの流れ

募集要項の公示から本改良工事契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりである。



### (3) 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね表1のとおりとする。

表1 募集及び選定のスケジュール

日 程	内 容
10月1日(火)	プロポーザルの公告
10月8日(火)	現地確認の受付期限
10月15日(火)	現地確認・資料閲覧
10月18日(金) 15:00まで	募集要項、参加資格審査に関する質問受付期限
11月1日(金)	募集要項、参加資格審査に関する質問回答
11月8日(金) 15:00まで	参加申込書の提出期限
11月25日(月)	参加資格審査結果の通知
11月29日(金)	技術提案書等の提出期限
1月中旬 ※後日通知	ヒアリング等
優先交渉権者の決定後速やかに	仮契約の締結
2月中 ※予定	審査結果の通知

### (4) 募集手続き等

#### 1) 募集要項の構成

募集要項は、次の①から④までの書類により構成される。また、募集要項は、提案書類等を作成するにあたっての基本条件を示すものである。

- ① 公募型プロポーザル実施要領書
- ② 優先交渉権者選定基準書
- ③ 提案様式集
- ④ 要求水準書

#### 2) 募集要項の配布

○配布期間：令和6年10月1日(火)～令和6年11月8日(金)まで

○入手方法：発注者のホームページから入手すること。

三戸地区環境整備事務組合 HP <https://www.sannohekankyou.jp/>

#### 3) 現地調査及び資料閲覧

プロポーザル参加希望者に対し、令和6年10月15日(水)に、本施設の現地見学会を実施する。希望者は、必要な書類を提出すること。なお、提出書類の作成については、「提案様式集」に従うこと。現地調査及び資料閲覧に係る時間等の詳細は、必要書類受付後に連絡する。

○提出方法：「提案様式集」の「現地調査・資料閲覧申請書（様式1-1）」に、必要事項を記入の上、下記提出先に電子メールにて送信すること。その際、表題を「現地調査・資料閲覧申請」とし、電子メールの送付後、担当窓口まで電話により確認の連絡を入れること。

○提出先：P12「6 担当窓口」

○提出期限：令和6年10月8日（金）午後1時まで

#### 4) プロポーザル実施に関する質疑受付

参加資格審査申請書類に関する質問を、次の要領で受け付ける。これ以外の質問方法は、無効とする。

○提出方法：「提案様式集」の「プロポーザル実施に関する質問書（様式1-2）」を作成し、下記提出先に電子メールにて送信すること。その際、表題を「プロポーザル実施に関する質疑」とし、電子メールの送付後、担当窓口まで電話により確認の連絡を入れること。

○提出先：P12「6 担当窓口」

○提出期限：令和6年10月1日（火）～10月18日（金）午後3時まで

なお、質問書の提出を行った事業者に対して、質問内容に関するヒアリングを実施する場合もある。

#### 5) プロポーザル実施に関する質疑回答

○回答方法：プロポーザル実施に関する質問の回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年11月1日（金）までに、発注者のホームページにて公開する。

#### 6) 参加資格審査申請書類の受付

プロポーザル参加応募者は、本改良工事に関するプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に必要な書類を提出すること。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「プロポーザル参加資格審査（一次審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また、封筒の表に「三戸地区クリーンセンター基幹改良工事に係る参加資格審査申請書類在中」と朱書きして、持参又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、担当窓口 に必着とする。

○提出先：P12「6 担当窓口」

○提出期限：令和6年11月8日（金）午後3時まで

期間中の土日・祝日を除く、午前9時～午後5時必着（最終日は午後3時まで）

※持参する場合は、事前に担当窓口まで電話連絡すること。

## 7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和6年11月25日(月)に、すべてのプロポーザル参加応募者に、プロポーザル参加資格確認書を電子メールにより通知する。

## 8) 参加資格審査結果に係る非選定理由の説明要求

参加資格審査を通過しなかった応募者は、発注者に対してその理由を、次のとおり書面により説明を求めることができる。その回答については、令和6年12月16日(月)までに書面又は電子メールにより回答する。

○提出方法：書面により説明要求書(任意様式)を提出すること。また封筒の表に「三戸地区クリーンセンター基幹改良工事に係る説明要求書在中」と朱書して持参又は郵送(書留郵便)すること。

○提出先：P12「6 担当窓口」

○提出期限：令和6年12月9日(月)

期間中の土日・祝日を除く、午前9時～午後5時必着

※持参する場合は、事前に担当窓口まで電話連絡すること。

## 9) プロポーザルの辞退

プロポーザル参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、「提案様式集」の「プロポーザル辞退書(様式2-8)」を次のとおり提出すること。

○提出方法：「提案様式集」の「プロポーザル辞退書(様式2-8)」に、必要事項を記入の上、提出すること。また封筒の表に「三戸地区クリーンセンター基幹改良工事に係るプロポーザル辞退書在中」と朱書きして持参又は郵送(書留郵便)すること。

○提出先：P12「6 担当窓口」

○提出期限：令和6年11月8日(木)～11月26日(火)まで

期間中の土日・祝日を除く、午前9時～午後5時必着

※持参する場合は、事前に担当窓口まで電話連絡すること。

## 10) 技術提案書等の提出について

参加資格審査通過者に対し、募集要項に基づき本改良工事に関する計画内容を記載した技術提案書及び見積書の提出を求める。

なお、技術提案書類等は「提案様式集」に従って作成し、当該書類の所定欄には、発注者から送付したプロポーザル参加資格確認書に記載された提案受付番号を記載すること。

○提出方法：「提案様式集」に従って、「技術提案書類審査(二次審査)に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「三戸地区クリーンセンター基幹改良工事に係る技術提案審査書類在中」と朱書きして持参すること。



○提出先：P12「6 担当窓口」

○提出期限：令和6年11月29日（金）

期間中の土日・祝日を除く、午前9時～午後5時必着

※持参する場合は、事前に担当窓口まで電話連絡すること。

### 1 1) 見積書類の提出について

見積作成に当たり、見積書は「循環型社会形成推進交付金交付要綱及び交付要領」に基づき、交付対象内外に区分するほか、「提案様式集」に従って作成し、当該書類の所定欄には、発注者から送付したプロポーザル参加資格確認書に記載された提案受付番号を記載すること。

○提出方法：「提案様式集」に従って、「見積書に関する提出書類」を作成し、技術提案に係るヒアリング時に提出すること。また封筒の表に「三戸地区クリーンセンター基幹改良工事に係る技術提案審査書類在中」と朱書きして持参すること。

○提出先：後日連絡

○提出期限：令和7年1月中旬頃（予定）

### 1 2) 技術提案に係るヒアリング

技術提案書を提出した事業者に対して、提案内容に関するヒアリングを実施する。特別な理由なくこれに応じられない場合は、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。

ヒアリングの実施日は令和7年1月中旬の予定とし、時間・場所については、別途発注者から通知する。

## (5) プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件

### 1) プロポーザル参加者の参加資格要件

プロポーザル参加者は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

ア プロポーザル参加者は、単独企業であること。

イ 単独企業の入札参加資格に関する事項

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行っている者でないこと。

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。

④ 本プロポーザルの公告の日から仮契約を締結する日までの間に、三戸地区環境整備事務組合財務規則（平成19年11月組合規則第8号）第69条の規定により一般競争入札への参加の停止を受けていない者であること。

⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。

- ⑥ 青森県暴力団排除措置要綱や田子町暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていない者でないこと。
- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者でないこと。
- ⑧ 国税及び地方税を完納していること。
- ⑨ 消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑩ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑪ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ⑫ 発注者の発注支援業務等を受託している者及びその者と当該業務において提携関係にある者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- ア 本改良工事において発注支援業務等を行う者は、以下のとおりである。
- ・株式会社 日産技術コンサルタント
  - イ 当該業務委託事業者と法的側面における提携事業者
  - ・荒鹿法律事務所
- ⑬ 技術提案書の提出までに、以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ア 発注者の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 発注者の競争入札参加資格者名簿に未登録の場合は、技術提案書の提出時までに、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。
- ⑭ 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「清掃施設工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ⑮ 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値（P）について、850 以上であること（審査基準日は最新のものであること）。
- ⑯ 平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の期間の一般廃棄物焼却施設工事（処理規模 20t/日～100t/日、ストーカ式）の元請受注実績について、北海道地方、東北地方、北陸 4 県（新潟県、富山県、石川県、福井県）での新設工事と基幹改良工事の実績をそれぞれ 1 件以上有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、代表企業としての実績に限る。
- ⑰ 建設業法の規定による監理技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置すること。なお、配置する監理技術者については、プロポーザル参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑱ 監理技術者は、建設業法第 7 条第 1 号又は同法第 15 条第 1 号の規定による経營業務の管理責任者及び建設業法第 7 条第 2 号又は同法第 15 条第 2 号の規定による営業所の専任技術者でないものであること。

## 2) 提出書類の取扱い、著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

### ア 著作権

本改良工事に関する提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本改良工事の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、発注者は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、非選定となった提案については、本改良工事の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。ただし、発注者が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、プロポーザル参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、発注者が費用を負担する。

## 3) 発注者からの提示資料の取扱い

発注者が提供する資料は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、発注者の了承を得ることなく、当該資料を第三者に使用させ、又はその内容を開示してはならない。

## 4) プロポーザル参加者の複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。

## 5) 使用言語及び単位、時刻

プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## (6) 優先交渉権者等の選定

### 1) 優先交渉権者等の選定方法

優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者<sup>注1</sup>（以下「優先交渉権者等」という。）の選定方法は、各プロポーザル参加者からの本改良工事の実施に係る見積価格のほか、技術提案書類の提案内容等について総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

注1) 次点優先交渉権者候補者：公募型プロポーザル方式において、優先交渉権者となったプロポーザル参加者の次に総合評価点が高かった者。

### 2) プロポーザル検討委員会の設置

発注者は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保するため、三戸地区環境整備事務組合施設整備事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し審査・選定する。

### 3) 審査の内容

#### ア 審査の内容

検討委員会において、優先交渉権者選定基準書に基づき、見積価格及び技術提案書類を総合的に評価し、優先交渉権者等として選定する。

#### イ 審査事項

審査項目は、「優先交渉権者選定基準書」を参照すること。

#### ウ 優先交渉権者等の決定

発注者は、検討委員会による優先交渉権者等の選定の答申を踏まえ、優先交渉権者等を決定する。

#### エ 審査結果

##### ① 優先交渉権者等の公表及び通知

発注者が優先交渉権者等を決定した場合は、三戸地区環境整備事務組合のホームページにおいて公表を行うとともに、プロポーザル参加者に対して審査結果等を個別に書面にて通知する。

##### ② 審査結果の無効

参加資格審査申請書類、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が優先交渉権者等となった場合には、その審査結果は無効とする。

##### ③ 非選定理由の説明要求

プロポーザル参加者は、審査結果について次のとおり、書面により説明を求めることができる。なお、回答については、説明を要求できる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に書面又はメールにより回答する。

○提出方法：書面により説明要求書（任意様式）を提出すること。また封筒の表に「三戸地区クリーンセンター基幹改良工事に係る説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送（書留郵便）すること。

○提出先：P12「6 担当窓口」

○提出期限：審査結果の通知日の翌日から起算して5日以内  
期間中の土日・祝日を除く、午前9時～午後5時必着

※持参する場合は、事前に担当窓口まで電話連絡すること。

#### オ 事務局

検討委員会の事務局は、次のとおりとする。

三戸地区環境整備事務組合

## (7) 提示条件

### 1) 見積限度額

4,690,000,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

### 2) 工事発注等に関する条件

#### ア 工事費の支払い条件

本改良工事は、3カ年継続事業となっていることから、工事費の支払いは、三戸地区環境整備事務組合財務規則等に従い、受注者の請求があれば年度割の金額に応じて、前払いあるいは部分払いを行うものとする。

#### イ 交付金・起債借入等に関する書類の作成

発注者の指示により、交付金・起債借入等に関する書類を適宜作成するものとする。

- ① 機器・設備の採用根拠（積算根拠）。
- ② 交付金・起債等の補助対象内外の明細書。
- ③ その他、検査等に必要な書類。

### 3) 請負契約の締結等

#### ア 予想されるリスクと責任分担

施設の設計及び施工に係る責任は、工事請負者が負うものとし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、発注者と工事請負者が協議により決定する。

なお、責任分担の具体的内容については、工事請負契約で定める。

#### イ 請負契約の締結

発注者は、優先交渉権者とプロポーザル公示において公表する募集要項に基づき請負契約に関する協議を行い、令和7年1月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は議会における議決を経て本契約となる。議会における議決は、令和7年2月中を予定している。

##### ① 契約手続

当該優先交渉権者と工事の詳細内容の協議を行い、協議が成立した場合には優先交渉権者と仮契約を締結する。ただし、契約締結までの間において、優先交渉権者が P12「5 失格条件」に該当した場合、または協議が整わない場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点優先交渉権者候補者を優先交渉権者に繰り上げるものとする。その場合、募集要項における「優先交渉権者」に対する各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。

- ② 契約の締結にあたっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）を遵守し、「提案様式集」の「暴力団排除に関する誓約書（様式5-1）」を作成し、提出すること。

##### ③ 契約保証金

契約保証金は、三戸地区環境整備事務組合財務規則に定めるとおりとする。

#### ウ プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加にかかる費用については、全てプロポーザル参加者の負担とする。

## 5 失格条件

プロポーザル参加者が、参加表明書の受付日以降、請負契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消す。なお、この場合において、発注者はプロポーザル参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

- ア 参加資格等に不適合が認められたとき又は参加資格要件を満たしていないとき
- イ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ウ 提出書類が提出期限までに提出されないとき
- エ 「4－(5) プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件」に該当しなくなったとき
- オ 談合その他の不正あるいは公平性を欠く行為があったとき
- カ 見積限度額を超える金額で見積書を提出したとき

## 6 担当窓口

公募型プロポーザル方式実施に係る担当窓口は、次のとおりである。

三戸地区環境整備事務組合 〒039-0105 青森県三戸郡南部町大字沖田面字千刈45 ぼたんの里 TEL : 0179-23-0567 Fax : 0179-23-0566 E-mail : <a href="mailto:puropo.jigyoku@sannohekankyou.jp">puropo.jigyoku@sannohekankyou.jp</a>
--